

第3期

大子町子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)



令和7年3月
大子町

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

我が国の子どもたちを取り巻く社会環境をみると、ライフスタイルや価値観のニーズが多様化しています。また、児童虐待やひきこもり等の家庭問題などが大きな問題となっており、自殺やいじめなどの問題も顕在化しています。

こうした中、平成24年に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」をスタートしました。令和元年からは、「幼児教育・保育の無償化」などの施策も実施されています。また、令和5年4月には「こども基本法」が施行され、「こども家庭庁」が発足しました。令和5年12月には、「こども大綱」が閣議決定されました。

これらの法律・制度改正を背景として、子どもや若者、子育て当事者の幸福追求を目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けた様々な取組が進められており、今後は、県及び市町村、地域社会が一体となって、子ども・子育て支援に取り組むことが求められています。

(2) 大子町における子ども・子育て支援事業計画の策定と施策の推進

本町では、第2期計画期間の終了に伴い、「第3期大子町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

本計画のもと、教育・保育や子育て支援に関する事業の質及び量の充実を図るとともに、家庭、学校、地域、職域などの社会のあらゆる場において、すべての人が子ども・子育て支援についての関心や理解を深め、それぞれが協働しながら各々の役割を果たしていくまちづくりを推進します。

2 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

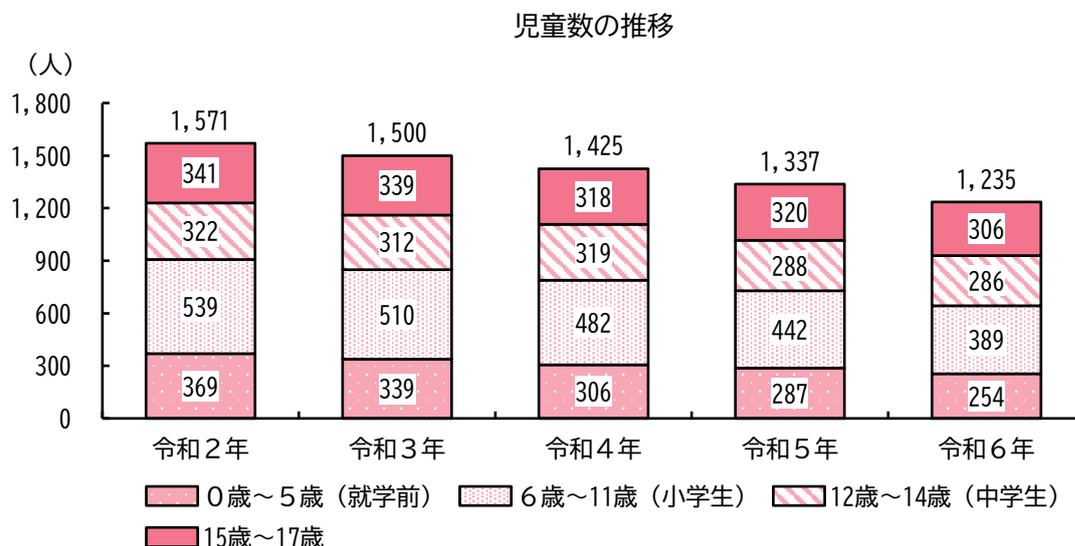
3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられます。なお、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」については、本計画に包含されるものとします。

また、地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立に向けた計画である「母子保健計画」と、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」の子ども部分（主に18歳まで）、さらに、令和6年9月に「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「こどもの貧困対策計画」の内容についてもこの計画の中に位置付けて策定しています。

4 大子町の子どもと家庭を取り巻く現状

本町の18歳未満の児童数は年々減少しており、令和6年4月1日現在で1,235人となっています。内訳をみると、0～5歳の就学前児童数は254人、6～11歳の小学生児童数は389人、12～14歳の中学生児童数は286人、15～17歳の児童数は306人となっています。



5 計画の基本理念

すべての子どもの幸せとすべての子どもの健全な成長、また地域社会全体が子どもと子育て家庭を支えていくことを願い、この第3期計画においては、第2期計画を引き継ぎ、次のような基本理念を掲げます。

【 基本理念 】

地域で子どもを育み
あらゆる世代がきらめくまち 大子

6 大子町の子ども・子育て支援の展開

基本目標1 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもの自主性や自立心の向上を大切にし、知性、精神、身体のバランスのとれた成長を保障するため、すべての子どもの人格と個性を尊重しながら、一人ひとりの個性を大切にした多様な指導体制と教育環境の整備を推進します。

- ① 児童の健全育成
- ② 生きる力の育成に向けた教育環境の整備
- ③ 次世代の親の育成



基本目標2 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

ひとり親家庭の子ども、障がいを持つ子ども、虐待を受けた子ども、生活困窮世帯の子どもなど、特別な支援を必要とする子どもの早期発見に努めるとともに、声を上げにくい状況にある子どもに特に留意しつつ、関係機関や地域住民が一体となったきめ細かな要保護児童への対応ができる体制づくりを推進します。

- ① 児童虐待防止対策の充実
- ② ひとり親家庭等の自立支援の推進
- ③ 障がい児対策の充実
- ④ 子どもの貧困対策及び社会的療育の推進



基本目標3 乳児・幼児・保護者等の健康の確保及び増進

ライフスタイルの変化や核家族化、女性の社会進出、離婚率の上昇などにより、子育て環境が変化し、子どもと子育て家庭を取り巻く環境が不安定になりつつあります。子どもが自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで、母親や子どもの健康増進に関する施策を切れ目なく提供できるように推進します。

- ① 子どもや母親の健康の確保
- ② 母子保健に関する支援体制等の充実
- ③ 思春期保健対策の充実
- ④ 「食育」の推進



基本目標4 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくり

快適で安心して子育てがしやすい生活環境の整備を図るとともに、子育ての負担感や経済的な負担への対応を充実させることで、子どもの幸せを大切にし、子育て家庭のニーズに対応できる子育て支援対策を推進します。

- ① 良質な住宅の確保
- ② 子育て世代の経済的な負担の軽減
- ③ 職業生活と家庭生活との両立推進



基本目標5 地域における子育ての支援

子どもが安心して成長できる環境を整えるため、関係団体や地域住民との連携のもと、地域社会が一体となって、犯罪や事故のない、子どもの安全が確保された町づくりを推進します。

- ① 教育・保育及び子育て支援事業の充実
- ② 子どもの居場所づくり
- ③ 子どもの安全のための防犯・防災対策の推進
- ④ 子育てに関する情報提供、相談支援



7 教育・保育と子ども・子育て支援事業の充実

(1) 教育・保育の確保

地域の人口構造や産業構造、保護者の就労意向、教育・保育施設の利用状況や利用希望といった地域特性を十分に踏まえながら、必要な教育・保育の量の見込みと確保方策を計画します。

		1号	2号		3号		
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		保育が必要		
			教育希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
令和7年度	量の見込み(人)	20	0	94	3	14	32
	確保方策(人)		105	145	9	41	50
令和8年度	量の見込み(人)	20	0	93	3	19	17
	確保方策(人)		105	145	9	41	50
令和9年度	量の見込み(人)	17	0	79	2	19	23
	確保方策(人)		105	145	9	41	50
令和10年度	量の見込み(人)	16	0	75	2	18	23
	確保方策(人)		105	145	9	41	50
令和11年度	量の見込み(人)	14	0	66	2	18	22
	確保方策(人)		105	145	9	41	50

(2) 地域子ども・子育て支援事業の展開

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
地域子育て支援拠点事業(月間)	量の見込み	122人回	114人回	107人回	103人回	94人回	
	確保方策	利用回数	122人回	114人回	107人回	103人回	94人回
		実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
妊産婦健康診査	量の見込み	延べ受診回数(年間)	434回	434回	406回	392回	364回
		実受診者数(年間)	31人	31人	29人	28人	26人
	確保方策	実施体制	茨城県医師会との連携				
		実施場所	利用者が希望する医療機関				
	実施時期と検査項目	①妊娠8週頃 基本健診、血液検査、子宮頸がん検査、超音波検査、HTLV-1抗体検査 ②妊娠12週頃 基本健診 ③妊娠16週頃 基本健診 ④妊娠20週頃 基本健診、超音波検査 ⑤妊娠24週頃 基本健診 ⑥妊娠26週頃 基本健診、血液検査 ⑦妊娠28週頃 基本健診 ⑧妊娠30週頃 基本健診、超音波検査、クラミジア核酸同定検査 ⑨妊娠32週頃 基本健診 ⑩妊娠34週頃 基本健診 ⑪妊娠36週頃 基本健診、B群溶血性レンサ球菌検査 ⑫妊娠37週頃 基本健診、超音波検査 ⑬妊娠38週頃 基本健診 ⑭妊娠39週頃 基本健診 ①産後2週 基本健診、EPDS質問票 ②産後4週 基本健診、EPDS質問票					

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
乳児家庭全戸訪問事業（年間）	量の見込み	31 家庭	31 家庭	29 家庭	28 家庭	26 家庭	
	確保方策	実施体制	保健師				
		実施機関	大子町 健康増進課				
養育支援訪問事業（年間）	量の見込み	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	
	確保方策	実施体制	保健師				
		実施機関	大子町 健康増進課				
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	量の見込みと確保方策	今後も現在の取り組みを継続し、関係機関の連携のもと適切なケース支援が継続されるよう努めます。					
子育て短期支援事業（年間）	量の見込み	84 人日	84 人日	84 人日	84 人日	84 人日	
	確保方策	延べ利用数	84 人日	84 人日	84 人日	84 人日	84 人日
		受入施設数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
子育て援助活動支援事業【就学児対象】（ファミリー・サポート・センター事業）（年間）	量の見込み	2 人日	2 人日	2 人日	2 人日	2 人日	
	確保方策	延べ利用数	2 人日	2 人日	2 人日	2 人日	2 人日
		運営組織数	1 組織	1 組織	1 組織	1 組織	1 組織
一時預かり事業	① 幼稚園在園児対象の一時預かり	延べ利用数（年間）	304 人日	285 人日	268 人日	257 人日	235 人日
		利用施設数（年間）	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	② 保育所（園）その他の場所での一時預かり	延べ利用数（年間）	66 人日	62 人日	58 人日	56 人日	51 人日
		利用施設数（年間）	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（年間）	利用者数	142 人	127 人	117 人	106 人	98 人	
	定員数	150 人	150 人	150 人	150 人	150 人	
	設置数（クラブ）	4 クラブ	4 クラブ	4 クラブ	4 クラブ	4 クラブ	
病児・病後児保育事業（年間）	量の見込み	40 人日	37 人日	35 人日	31 人日	30 人日	
	確保方策	病児保育事業	40 人日	37 人日	35 人日	31 人日	30 人日
			1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所



8 計画の推進

(1) 施策の実施状況の点検

本計画に基づく取組の実施にあたっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取組の充実・見直しを検討する等、PDCAサイクルを確保し本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「太子町子ども・子育て会議」において、施策の実施状況について点検・評価し、これに基づいて対応を実施するものとします。

(2) 計画の進捗状況の公表

計画の進捗状況は、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法で定められている事業について、ホームページで公表します。

また、計画の見直しや国の動向等で、町民生活に影響を及ぼすと判断される事由が発生した時は、パブリックコメント（意見公募）を実施するとともに、広報やホームページで周知します。

(3) 町民・企業・関係機関との連携

計画を推進するためには、児童相談所等の行政組織、民生委員・児童委員協議会や子育てに関係する町民活動団体等との連携、そして、地域の方たちの協力と参加が必要です。そのため、町民に対して積極的に情報提供するとともに、町と各種団体、地域住民との連携を図ります。町は子育てに対して多様化するニーズに対応するため、保育士、教員、保健師などの子育てに関わる専門職員だけでなく、ボランティアなど、子育て支援を担う幅広い人材の確保・育成に努め、幅広い連携を図りながら、地域資源を生かした子育て支援の充実を図ります。



第3期太子町子ども・子育て支援事業計画（概要版） 令和7年3月

発行：太子町

編集：太子町福祉課

〒319-3521 茨城県久慈郡太子町大字北田気 662

TEL 0295-72-1117 FAX 0295-72-1448